

「介護保険料の納付はお済みですか？」
～滞納が続くと、給付制限や滞納処分の対象となります～

介護保険制度は、皆さまの保険料によって支えられています。保険料を滞納し続けた場合、介護サービスの利用時に**費用をいったん全額支払う**こととなるほか、保険給付が制限されるなど、厳しい措置が適用されます。

また、納付の督促にもかかわらず滞納が解消されない場合には、法令に基づき、**給与・預貯金などの財産を差し押さえる「滞納処分」**を実施しています。これは、制度の公平性と継続性を確保するための措置です。

なお、災害などの特別な事情により納期限までに納付できない、または納付することが難しいなどという方は介護保険事務所までご連絡ください。

事情を伺ったうえで、保険料の減免や分割納付などの相談に応じます。

問い合わせ・相談

大曲仙北広域市町村圏組合

介護保険事務所 保険給付班

TEL 0187-86-3911